

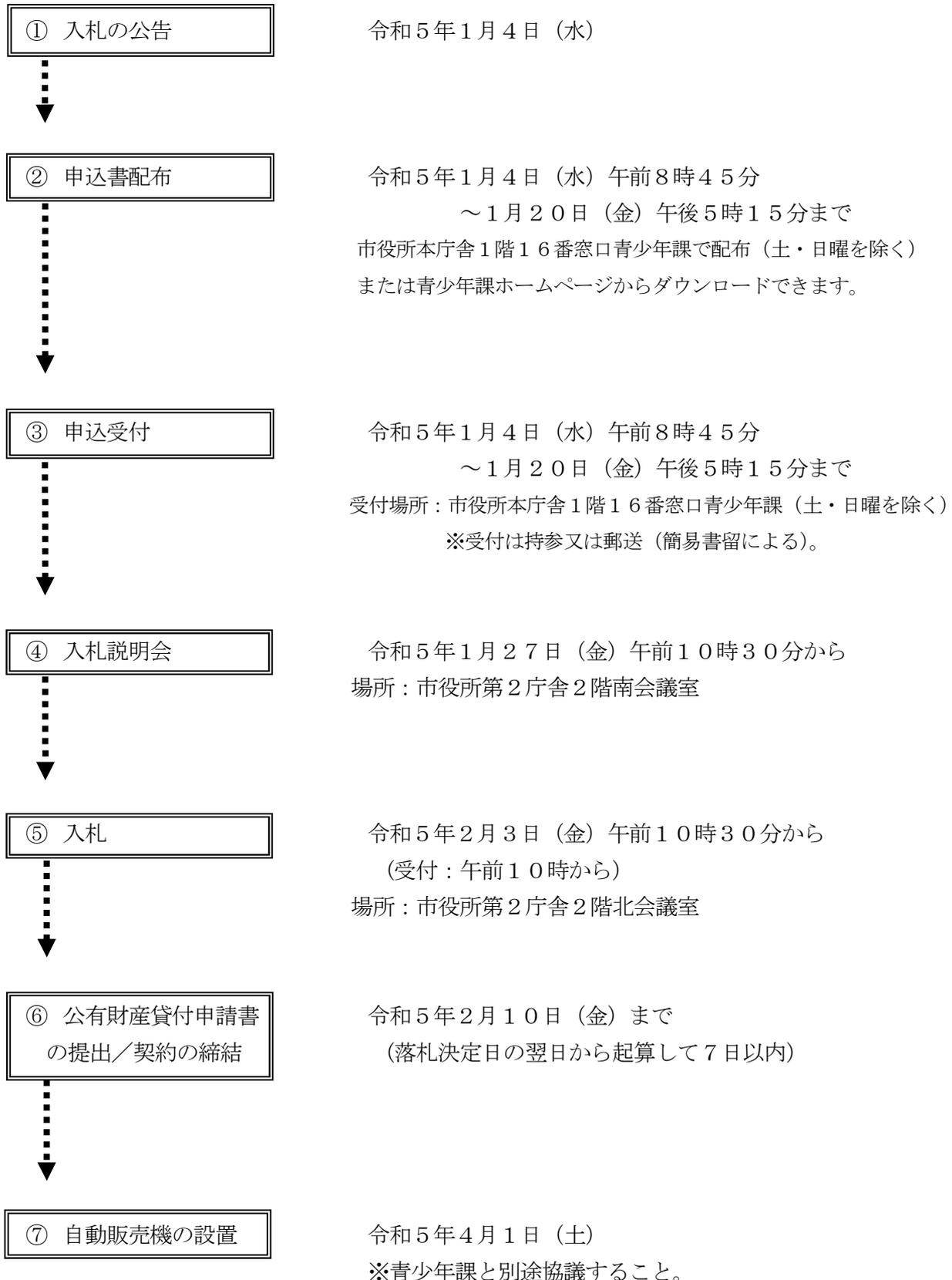
苫小牧市の行政財産における  
自動販売機設置事業者募集要領

(入札の参加には事前の申込が必要です。)

令和5年2月実施

苫小牧市健康こども部青少年課

## スケジュール



# 苫小牧市の行政財産における 自動販売機設置事業者募集要領

## 1 概要

本件は、公共施設等の行政財産の有効活用を図るため、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定による貸付先として、下記物件に係る自動販売機設置事業者を募集するものです。事業者の選定は、貸付額に係る一般競争入札により行います。

## 2 貸付物件

苫小牧市北栄町3丁目3番3号 苫小牧市沼ノ端交流センター  
(設置場所詳細は別紙図面を参照のこと)

## 3 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）  
更新はありません。

## 4 入札参加者の資格

- (1) 次の要件を満たし、かつ(2)のいずれにも該当しない個人及び法人が参加することができます。
- ① 個人の場合は苫小牧市に住所を有し、法人の場合は北海道内に本店、支店又は営業所等の事業所を有すること。
  - ② 令和2年4月1日から令和4年10月31日までの間に、合計2年間以上の自動販売機設置・運営実績を有すること。
- (2) 次の事項のいずれかに該当する者は入札の参加を認めません。
- ① 本市の公有財産に関する事務に従事する職員
  - ② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人・成年被保佐人・未成年者）又は破産者で復権を得ない者
  - ③ 苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている者で、指名停止期間中の者
  - ④ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
  - ⑤ 市税の滞納がある者
  - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

## 5 入札説明会

令和5年1月27日（金）午前10時30分

場所：苫小牧市旭町4丁目4番9号 市役所第2庁舎2階南会議室

※入札参加申込者は、必ずしも入札説明会に参加する必要はありません。

## 6 入札参加の申込方法

入札に参加しようとする方は、仕様書にて物件番号を確認のうえ、期間内に必要書類を市役所本庁舎1階16番窓口青少年課まで持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。

入札参加申込書の受理後、「一般競争入札参加申込受付書」を交付します。ただし、その後の書類等の審査結果によっては、入札への参加を認めない場合があります。

- (1) 受付期間 令和5年1月4日（水）から1月20日（金）まで  
午前8時45分から午後5時15分まで（土・日曜日を除く）  
※電話及びファックスによる申込みは原則として受付しません。

- (2) 受付場所 苫小牧市旭町4丁目5番6号 市役所本庁舎1階16番窓口青少年課

- (3) 入札参加申込みに必要な書類

- ① 一般競争入札参加申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 自動販売機設置運営業務実績報告書（様式3）
- ④ 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（個人の場合）  
又は登記事項証明書（法人の場合）
- ⑤ 印鑑登録証明書（法人の場合は代表者の印鑑証明書）
- ⑥ 市税の納税証明書（本市に納税義務がある場合）

（注）いずれの書類も発行後3か月以内のものが必要です。

## 7 入札の執行について

- (1) 入札日時及び場所

- ① 日時 令和5年2月3日（金）午前10時30分から  
（受付開始：午前10時から）
- ② 場所 苫小牧市旭町4丁目4番9号 市役所第2庁舎2階北会議室
- ③ 開札 入札締切後、直ちに開札します。

- (2) 入札当日の受付等

入札当日の具体的な手順は次のとおりです。

- ① 午前10時から受付を開始しますので、受付開始時間までに必ずお集まりください。
- ② 入札参加希望者は、受付で次の書類を提出してください。  
ア 一般競争入札参加申込受付書（受付印のあるもの）  
イ 委任状（様式4） ※代理人による入札の場合

(3) 入札日の提出書類等（当日お持ちいただくもの）

- ① 一般競争入札参加申込受付書
- ② 入札に本人（個人）又は代表権のある方（法人）が出席される場合  
一般競争入札参加申込受付書に押印した印鑑
- ③ 入札に代理人が出席される場合  
ア 申込者の委任状（委任者の印は、一般競争入札参加申込受付書に押印した印鑑が押されているもの）  
イ 委任状に押印されている代理人（受任者）の印鑑

(4) 入札の執行等

- ① 入札書には、月額貸付料（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）を記入してください。（貸付額納付の際には消費税及び地方消費税相当額が加算されます。）  
入札金額の記入は、アラビア数字（0, 1, 2, 3,・・・）の字体で、最初の金額の前に「¥」マークをつけてください。
- ② 入札参加者は、所定の入札書（様式5）に必要事項を記載し、記名押印（印鑑登録済みの印に限る）の上封筒（記入見本参照）に入れて封緘し、入札箱に投入してください。
- ③ 入札は代理人に行わせることができます。この場合の印鑑は、委任状に押印されている代理人の印を押印してください。また、受付時に委任状をご提出ください。
- ④ 入札執行の際、入札者が1者の場合でも入札を行います。

(5) 開札

- ① 開札は入札締切後直ちに入札者立会いのもとで行います。
- ② 入札者が開札に立ち会わないときは、苫小牧市が指定した当該入札事務に関係のない者を立ち合わせます。
- ③ 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。なお、入札の当日出席しなかった者又は開始時刻に遅刻した者は棄権とみなします。

(6) 無効入札

次の一以上の項目に該当する入札は無効となります。

- ① 入札書に入札人又は代理人の記名押印がない入札
- ② 同一人が一物件につき2以上の入札をした入札
- ③ 入札の記載金額を加除訂正した入札
- ④ 入札の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- ⑤ 入札人が同一物件について他の入札人の代理人をしたときの双方の入札
- ⑥ 代理人が2以上の者の代理をしていた入札
- ⑦ 入札の資格がない者がした入札
- ⑧ 入札に関し不正の行為があった者の入札
- ⑨ その他苫小牧市契約に関する規則で定める入札に関する条件に違反した入札

#### (7) 落札者の決定

- ① 落札者は、苫小牧市が設定する予定価格（最低貸付価格）以上の金額のうち、最高の価格をもって入札した者とし、予定価格は非公表とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて苫小牧市が指定した当該入札事務に関係ない者にくじを引かせます。
- ③ 入札者全員が最低貸付価格に満たないときは、その場で再度入札します。

#### (8) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

#### (9) 入札の辞退

「一般競争入札参加申込受付書」受理後、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

都合により入札を辞退する場合は、次の事項を厳守してください。

- ① 入札執行前にあつては、「入札辞退届（様式6）」により届け出てください。
- ② 入札執行中にあつては、その旨を入札書に記載し、入札箱に投入してください。

### 8 入札保証金

免除します。

### 9 契約の締結等

- (1) 落札者は、令和5年2月10日（金）（落札決定日の翌日から起算して7日以内）までに、行政財産貸付契約を締結するものとします。
- (2) 契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となりますので、契約締結時までにご用意いただくこととなります。

### 10 契約保証金

- (1) 落札者は、苫小牧市との契約締結と同時に、入札金額の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。ただし、過去3年間に本市又は他自治体において自動販売機の管理・運営業務を行い、誠実に履行した実績のある方は、契約保証金を免除します。
- (2) 1年間、誠実に契約を履行したときは、契約保証金を返還します。
- (3) 落札者が契約を履行しないときは、契約保証金は市に帰属します。
- (4) 契約保証金には利息を付しません。

## 1 1 その他

(1) 入札執行後、落札者名及び落札金額を公表しますので、あらかじめご了承ください。(落札者が個人の場合は、氏名は公表しません。)

(2) 当該施設における自動販売機の増設は、市の判断により実施することがあります。

## 1 2 問合せ先

○苫小牧市旭町4丁目5番6号 市役所本庁舎1階16番窓口青少年課

TEL 0144(32)6759

# 仕 様 書

## 1 貸付物件

物件番号	販売品目	設置機種幅 (cm)
①	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	120
②	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	120
③	清涼飲料 (缶・ペットボトル)	120

## 2 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで (更新なし)

## 3 貸付面積等

1台当り 自動販売機本体 0.96㎡ (幅120cm×奥行80cm) 以内

## 4 設置条件

- (1) 自動販売機の設置及び撤去並びに維持管理に係る一切の費用は設置事業者が負担すること。
- (2) 在庫やつり銭の補充、賞味期限など商品・金銭管理を適切に行うほか、施設利用者からの苦情等には設置事業者が責任を持って対応すること。
- (3) 自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。自動販売機に係る事故に関して、施設管理者の責によることが明らかなる場合を除き、施設管理者は一切の責を負いません。
- (4) 自動販売機は、ユニバーサルデザインとし、誰にでも利用しやすいものにする。
- (5) 設置事業者は、自動販売機の周辺においてゴミ・汚れ等があるときは、適宜清掃作業等を行うこと。
- (6) 販売品目は、「1 貸付物件」の表のとおりとし、酒類の販売は行わないこと。
- (7) 販売価格は、標準小売価格を上回らないこと。
- (8) 貸付料については、消費税及び地方消費税相当額を加算した3か月分の貸付料を、四半期ごとに苦小牧市が発行する納入通知書により指定期日までに納付すること。
- (9) 自動販売機の電気料は設置事業者の実費負担とし、各事業者において子メーターを設置すること。計測により算出した電気料は、四半期ごとに苦小牧市が発行する納入通知書により、指定期日までに納付すること。

(10) 売上実績（販売数及び売上金額）を1か月ごとに集計し、売上実績報告書として提出すること。

(11) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

## 5 その他

品揃えの多様性を確保するため、重複して落札はできません。（複数の物件に入札することは差支えありません。）

物件番号の若い順に開札し落札者を決定していきますが、物件番号①の落札者が行った物件番号②以降の入札は無効となり、落札者にはなれません。